

山梨県公報

第二千十一号

平成二十二年

一月十八日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定の予定……………一五

道路の区域変更(三件)……………一五

道路の供用開始……………一六

公告

開発行為に関する工事の完了について……………一六

告示

山梨県告示第十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

甲府市横根町字平林一八二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平林一八二の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町上之平字大幡常葉川右岸河川敷地先から南巨摩郡身延町上之平字大幡常葉川右岸河川敷地先まで	五・九	一八・四	五・九 二二・二	五二・一
	二二・二	四三・四		

山梨県告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
甲州市塩山上於首字宮ノ窪四二九番の二地 先から 甲州市塩山上於首字宮ノ窪三八二番の二地 先まで	一五・〇〇 四八・〇	一七・八〇 五六・九	七八・一

山梨県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十八日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路 線 名 山保久那土線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
西八代郡市川三郷町大字山保字門八五四二番の二地先から 西八代郡市川三郷町大字山保字門八五四五番の二地先まで	八・〇〇 一四・八	一四・二〇 二六・五	二〇・六

山梨県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十八日

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山保久那土線	西八代郡市川三郷町大字山保字門八五四二番の二地先から 西八代郡市川三郷町大字山保字門八五四五番の二地先まで	二〇・六	平成二十二年一月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十二年一月十八日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市町之田字稻積八七の一の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市井之口千百十二番地六 雇用促進住宅玉穂宿舍一号棟五〇七 高橋智紘